

大阪狭山市における新型コロナウイルス対策に関する市立学校園の休業の基準等

令和 2年 8月20日

大阪狭山市教育委員会

本基準は、令和2年7月3日付（教保第1480号）「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」（大阪府教育庁）に基づき、大阪狭山市教育委員会で設定したものです。今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定するものとします。

1. 休業等の基準

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱等の風邪症状あり
園児・児童・生徒本人 (教職員を含む)	治癒するまで 出席停止	原則として2週間 出席停止(※2)	自宅で休養 (出席停止)
当該学校園	臨時休業(※1) (保健所の指導を踏まえ3日間程度)	休業としない	休業としない
当該学校園以外の学校園	休業としない	休業としない	休業としない

※1……濃厚接触者が保健所により特定されるまで間、当該学校園の全部を3日間臨時休業とします。(土日祝等の休日を含む)
臨時休業の開始日は、原則として判明した日の翌日からとします。

状況によっては、臨時休業の期間が3日間よりも短くなる場合や、長くなる場合があります。

※2……感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算します。

児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。

2. 市立学校園の園児・児童、生徒や教職員の感染が判明した場合の公表の方法や範囲等

- 市と当該学校園のホームページにおいて、学校園名と感染者の人数、臨時休業の期間について公表します。
学年や学級等は公表しません。